

育児休業について

【対象者】

- 満3歳の前日までの子を養育する職員
- 両親同時、また配偶者が無職でも取得可能
- 臨時的任用職員、会計年度任用職員は不可

【承認の請求に係る期間】

- 休業を始めようとする日の1ヶ月前までに
- 期間の変更 1回の延長可能
(特別な事情の場合は再度延長可)

【提出書類 教職員課】

- ・特例計算報告書

産後休暇（出産後8週間の休暇）終了後、
育休に入る時に日割し、戻入する

- ・給与日割報告書

特例計算報告書を提出した翌月に提出

【提出書類 共済組合】

- ・育児休業手当請求書
子が1歳に達するまでの育休中の所得を保障する給付
(特別な事情に該当するときは最長2歳まで)
- ・育児休業等掛金免除申出書
育休期間中の掛金免除
- ・育児休業実績証明書
毎月提出

※詳細は共済HPで確認

【提出書類 互助会】

- ・育児休業届

育児休業補助金が、子が1歳になるまで
毎月振り込まれる

育休期間中は一般掛金免除

※退職互助部の掛金は免除にならないため、
納付書で振り込む

【提出書類 教職員組合】

- ・法定外控除関連(育休者)報告書
給与明細から引き落とされている組合費が
免除される

【10月から新たに追加】

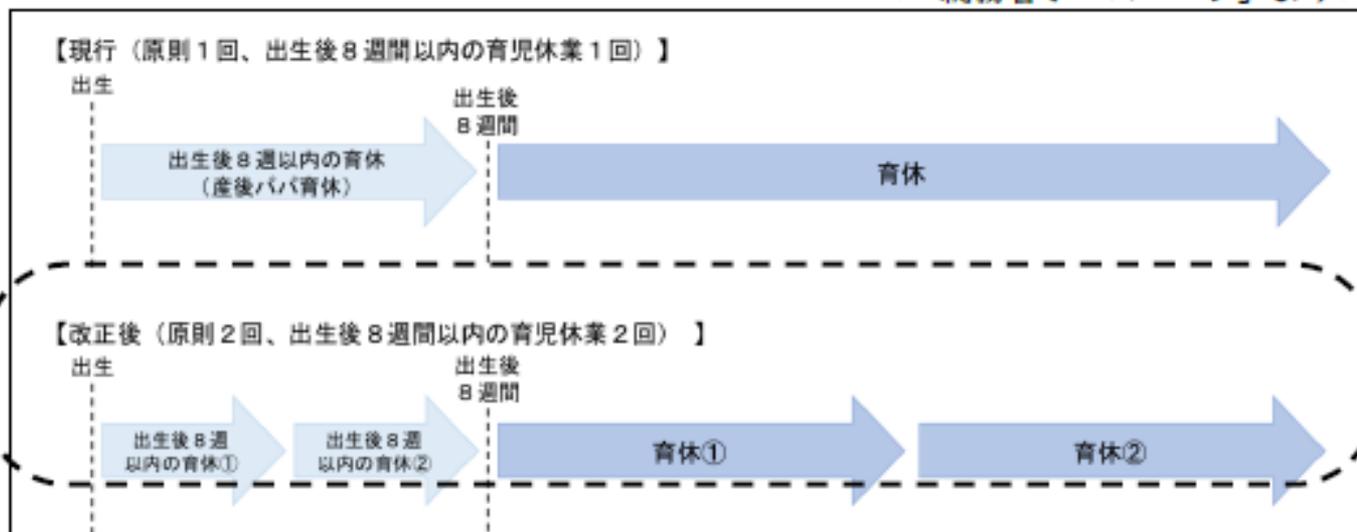
育児休業の回数制限が緩和されます！



～今年度10月より施行～

4月22日、地方公務員が育休をより取りやすくなるよう取得回数の制限を緩和する「改正地方公務員法」が成立しました。学校現場においては、10月1日より施行される予定です。これまで原則1回しか取れなかった**育児が、2回まで分割して取得することが可能**になります。**パパ育休(子の出生後8週間以内を取れる育休)**についても、**育児休業と同様2回まで分割して取得することが可能**となりました。改正のポイントは以下の図の通りです。

<「総務省ホームページ」より>



育児短時間勤務制度 について

【対象者】

- 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
(臨時的任用職員、会計年度任用職員等を除く)

【承認の請求に係る期間】

- 1ヶ月以上1年以下
- 期間の延長を請求することが可能

【勤務の形態】

〈第1号〉

月～金に3時間55分ずつ(計19時間35分)

〈第2号〉

月～金に4時間55分ずつ(計24時間35分)

〈第3号〉

週休日以外の3日に7時間45分ずつ(計23時間15分)

〈第4号〉

週休日以外の3日のうち、2日に7時間45分ずつ、1日に3時間55分(計19時間25分)

〈第5号〉

4週間を超えない期間につき1週間当たり2日以上(1週間当たり19時間25分・19時間35分・23時間15分・24時間35分) (交代制等勤務職員に限る)

例) 福井 花子 教諭

1月1日～ 育休より復帰(フルタイム)

4月1日～ 育短(第2号)

(月～金に1日4時間55分ずつ)

【特休】

- 夏季休暇 5日
- 子の看護 5日(小学生までの子1人の場合)
(1日を4時間55分で計算)

【給与関係】

給料：教育職(二)2-40 261,000円

給料月額：

$261,000 \times 24\text{時間}35\text{分} / 38\text{時間}45\text{分}$

$= 165,580.6\dots$

\Rightarrow 165,580円

教職調整額：6,623円

地域手当：2,410円

教員特別手当：2,093円 ※R2から支給

【期末勤勉手当】

- 期間率が異率となる職員に該当

【3歳未満養育特例制度】

- 復帰時に子どもが3歳未満であれば申請可
- 該当する場合は、
「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出

【その他】

- 代替措置として、非常勤職員が配置

部分休業 制度について

【対象者】

- 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
- ※臨時的任用職員も可能
(会計年度任用職員等を除く)

【承認の請求に係る期間】

- 1ヶ月前までに
- 期間の延長を請求することが可能
- 勤務しない事により公務に支障があると任命権者が判断した時は、取得ができない

【休業の形態】

- ・正規の勤務時間の始めまたは終わりに、1日2時間を超えない範囲で、30分単位で取得可能



勤務途中の取得は
認められて
いません

- ・子が1歳までは育児時間休暇(特休)との併用が可能
※部分休業と合わせて2時間

【育児時間休暇とは？】

- ・職員が生後1才未満の乳児を育てる場合
1日2回、1回30分単位で取得可能
※60分1回の可能
- ・父親は、母親と合わせて1時間
ただし、母親が育児休業等、常態として養育
する事ができる場合は、取得できない

例) 福井 花子 教諭

4月1日～

- ・子が3歳になったため育休より復帰
- ・復帰後、勤務時間終わりの15:30～16:30までの部分休業(1時間)を取得

これから後に紹介する出勤簿、
学校日誌、月報の記入例は
参考としてご覧下さい。

※事例が少ないため、対象校でも
統一されていないため



【出勤簿】

- 通常通り押印のみ

※下記のように部分休業(1h)や備考欄に
部分休業の日数は、記入してもしなくても
どちらでもよい

4

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | |
| 印 部分休業 (1h) | 印 部分休業 (1h) | 土 | 日 | 印 | 印 部分休業 (1h) | 印 部分休業 (1h) | 印 部分休業 (1h) | 印 | 土 | 日 | 印 部分休業 (1h) | 印 部分休業 (1h) | 印 部分休業 (1h) | 印 部分休業 (1h) | 印 年休(1h) |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | |
| 土 | 日 | 印 部分休業 (1h) | 印 部分休業 (1h) | 印 部分休業 (1h) | 印 部分休業 (1h) | 印 部分休業 (1h) | 土 | 日 | 印 部分休業 (1h) | 印 部分休業 (1h) | 印 部分休業 (1h) | 昭和の日 | 印 年休(1h) | ※ | ※ |

【学校日誌】

- 休暇欄に「部分休業(1h) 福井教諭」と記入

| | | | | | | | |
|-------------|---------------|-------------|----|-------------|----|---|---------------------------|
| 在籍児童 生徒数 | 100 | 出席児童 生徒数 | 98 | 欠席児童 生徒数 | 病気 | 0 | 出・欠に 入れない 児童生徒 数 |
| | | | | | 事故 | 1 | |
| 職 員 | 部分休業(1h) 福井教諭 | | | | | | |
| | | | | | | | |

【部分休業の承認取消】

・部分休業は取消可能

→ 職員会議や学習会等で取消

→ 年休取得（無給休暇を有給休暇に）

部 分 休 業 承 認 取 消 簿

| 月 日 | 休業の承認を取消された時間 | | 時 間 数 | 請求者 印 | 学校長 印 | 備 考 |
|------|---------------|-----------|-------|----------|----------|----------|
| | 午 前 | 午 後 | | | | |
| 4/5 | 時 分から | 15時 30分から | 1時間 | 印 | 印 | 職員 会議 |
| | 時 分まで | 16時 30分まで | 分 | | | |
| 4/16 | 時 分から | 15時 30分から | 1時間 | 印 | 印 | 年休 |
| | 時 分まで | 16時 30分まで | 分 | | | |
| 4/30 | 時 分から | 15時 30分から | 1時間 | 印 | 印 | 年休 |
| | 時 分まで | 16時 30分まで | 分 | | | |
| | 時 分から | 時 分から | 時間 | | | |

【給与関係】

〈減額対象となるもの〉

- ・給与
- ・給与の調整額
- ・地域手当
- ・三級加算額

※教職調整額は減額にはなりません

【給与関係 計算方法①】

給与 教育職(二)2-56 295,700円

教職調整額 11,828円

地域手当 4,305円

(給与の月額にかかると部分)

4,139円

(給与にかかると部分)

教員特別手当 4,100円

【期末勤勉手当】

- ・期末手当 期間率異率に影響しない

- ・勤勉手当

部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が30日を超える場合は、勤務しなかった期間異率

※ここでの30日の1日の基準は

部分休業を取得した日 = 1日ではなく

部分休業1時間 × 8 = 8時間

1日15分としてカウントします

【期末勤勉手当についての見解】

結論 …… 99%勤勉手当異率はないだろう！

〈参考例〉

令和2年12月2日～6月1日

総勤務日数122日

- ・1時間部分休業の場合
取得時間：122時間＝15日5時間45分
- ・1時間30分休業の場合
取得時間：183時間＝23日4時間45分
- ・2時間部分休業の場合
取得時間：244時間＝31日3時間45分